4　次の事務をつかさどるため、厚生労働省に、医薬品等行政評価・監視委員会を置くこととした。（第一四章関係）

㈠　医薬品、医療機器等の安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関する施策の実施状況の評価及び監視を行うこと。

㈡　㈠の評価又は監視の結果に基づき、必要があると認めるときは、医薬品、医療機器等の安全性の確保又はこれらの使用による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止のため講ずべき施策について厚生労働大臣に意見を述べ、又は勧告をすること。

5　医薬品、医療機器等であって専ら動物のために使用されることが目的とされているものについて、人用の医薬品、医療機器等に係る今回の改正に準ずる必要な改正を行うものとした。（第八三条及び第八三条の二～第八三条の二の三関係）

二　覚せい剤取締法の一部改正

1　題名を「覚醒剤取締法」に改めることとした。（題名関係）

2　厚生労働大臣の許可を受けた場合は、自己の疾病の治療の目的で携帯して医薬品である覚醒剤原料を輸入又は輸出することができるものとした。（第三〇条の六関係）

3　医薬品である覚醒剤原料を相続した等の場合に、当該医薬品である覚醒剤原料を薬局、病院等に譲渡することができるものとした。（第三〇条の九第一項第六号関係）

三　麻薬及び向精神薬取締法の一部改正

麻薬取締官及び麻薬取締員の司法警察職員としての職務の対象として、模造に係る医薬品及び一の3の㈡の⑴に関する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に違反する罪を追加するものとした。（第五四条第五項関係）

四　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正

1　医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物の原料とする目的での採血を可能とすることとした。（第一二条第一項第三号関係）

2　採血業の許可について採血所ごとの許可から採血事業者ごとの許可に改めることとした。（第一三条第一項関係）

3　採血業の許可基準を明確化することとした。（第一三条第二項関係）

4　採血事業者は、採血所ごとに、採血業務を管理する採血責任者を設置しなければならないものとした。（第二一条関係）

五　薬剤師法の一部改正

薬剤師は、薬剤の適正使用のため必要と認めるときは、薬剤の購入者等の当該薬剤の使用状況を継続的に把握するとともに、当該購入者等に対して必要な情報を提供し、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならないものとした。（第二五条の二第二項関係）

六　施行期日等

1　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一四条関係）

2　経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第一三条及び附則第一五条～第三九条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　一の1の㈡、㈣の⑴、㈤の⑴及び㈥、2の㈠並びに3の㈠及び㈢　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

㈡　一の1の㈦　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

◇地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（法律第六四号）（総務省）

1　目的

この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「特定地域づくり事業協同組合」とは、3の㈠の認定を受けた事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二四年法律第一八一号）第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う4の㈠及び㈡の事業をいうこととした。（第二条第四項関係）

3　特定地域づくり事業協同組合

㈠　認定

地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　認定の有効期間及びその更新

⑴　認定の有効期間は、当該認定の日から起算して一〇年とすることとした。（第六条第一項関係）

⑵　認定の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならないこととした。（第六条第二項関係）

4　特定地域づくり事業

㈠　特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行うこととした。（第一〇条第一項関係）

㈡　特定地域づくり事業協同組合は、㈠の事業のほか、中小企業等協同組合法第九条の二第一項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができることとした。（第一〇条第二項関係）

5　監督

㈠　特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、特定地域づくり事業に関し事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

㈡　特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第一一条第二項関係）

6　国及び地方公共団体の援助等

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第一六条関係）

7　労働者派遣法の特例

㈠　特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇年法律第八八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、特定地域づくり事業として、その雇用する職員（期間を定めないで雇用する職員に限る。）のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業を行うことができることとした。（第一八条第一項関係）